平成２２年（フ）第２３２号
福島県いわき市平字桜町３番地の１　クレー城山202、前住所福島県いわき市小島町２丁目４番地の４　小浜ハイツ７
債務者　山田　尚子（旧姓赤松）
1　決定年月日時　平成22年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第７９０号
熊本市東野２丁目13番８号
債務者　森川　京子
1　決定年月日時　平成22年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１９１号
山口市朝田1602番地　山都ハイツ201
債務者　吉松　順子
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１９８号
山口市湯田温泉６丁目７番24号
債務者　中村　民子
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２０６号
山口県防府市大字新田860番地の１
債務者　荒瀬　　正
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２２１号
山口市若宮町１番28号　幸福アパートＢ－３
債務者　西村　恵美
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１７４９７号
東京都大田区萩中２丁目６―15―102
債務者　藤井まち子
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月21日午前10時東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７５３７号
東京都新宿区北新宿４丁目27―11　三浦荘２階Ｃ号室
債務者　水沼　　滋
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月21日午前10時東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７５５２号
神奈川県横浜市神奈川区菅田町488　西菅田団地１街区４号棟304
債務者　錢谷　重子
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月21日午後２時東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７５５３号
東京都台東区入谷１丁目14―６―402―1146
債務者　千葉　豊子（旧姓岩本）
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月21日午後２時東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７５５４号
東京都練馬区高松４丁目26―10―303
債務者　堀口　正志
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月21日午後２時東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７５５６号
東京都世田谷区北沢１丁目25―１―202
債務者　三浦　章寛
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月21日午後２時東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７５６９号
東京都国立市富士見台４丁目17―１―４―205
債務者　土方　正弘
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月21日午後２時東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７５７４号
神奈川県横浜市瀬谷区本郷１丁目10―18
債務者　黒川　清佳（旧姓滝口）
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月21日午後２時30分東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７５７９号
東京都品川区東五反田１丁目８－４―303
債務者　石村　瑛子
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月21日午後２時東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７５９８号
埼玉県ふじみ野市亀久保１丁目12―20
債務者　八木　道宏
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月21日午後２時30分東京地方裁判所民事第20部